

国土交通省 国土政策局
令和7年度 市町村管理構想・地域管理構想策定推進対策事業
I 実証調査 II 国の職員による伴走支援 二次公募要領

以下のとおり、令和7年度市町村管理構想・地域管理構想策定推進対策事業に関する実施自治体・地域の二次公募を行います。要領を御確認いただき、応募様式に必要事項を御記入の上、御応募ください。

1. 背景・目的

人口減少下における国土の管理水準の低下が今後取り組むべき主要な課題として「第六次国土利用計画（全国計画）」に位置付けられていることを踏まえ、人口減少下における適切な国土管理のあり方を示す「国土の管理構想」（令和3年6月）に基づき、現状把握と将来予測をもとに、国土の利用・管理と地域づくりを一体的に検討し、土地の管理の方向性を示す「都道府県管理構想（策定主体：都道府県）」「市町村管理構想（策定主体：市町村）」「地域管理構想（作成主体：地域）」の取組を推進しています。

このため、国土交通省では、市町村管理構想・地域管理構想の先行事例を創出し、その検討・策定に係る知見を蓄積し、広く普及を図っていくことを目的として、令和4年度よりモデル事業等による事例形成を進めてきました。

令和7年度においては、半島地域等の特に人口減少が懸念される地域¹において、災害リスク、グリーンインフラの活用等も踏まえた管理構想による国土管理の方法が適用可能かなどについて検討するため、「国土の管理構想」で整理された市町村管理構想・地域管理構想策定プロセスに基づいて、実証調査に取り組む意欲のある市町村・地域を公募します。採択された自治体については、国土交通省国土政策局及び本調査事業の受託業者と連携して、市町村管理構想又は地域管理構想の検討及び策定を行っていただくこととなります。

加えて、国（国土管理企画室）の職員による都道府県管理構想・市町村管理構想・地域管理構想の策定支援を希望する都道府県・市町村・地域を併せて公募します。

参考：「国土の管理構想」ポータルサイト

https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000130.html

2－I. 実証調査の内容

（1）実施内容

実証調査では、「国土の管理構想」に基づき、管理構想の検討及び策定を行うため、以下①～③の項目を中心に市町村・地域の支援を行う予定です。具体的な支援内容については、実証調査公募の選定後に、市町村・地域の計画・実情をもとに、国土交通省国土政策局及び本調査事業の受託業者が相談し決定します。

¹ 対象となる地域は半島振興法（平成27年法律第6号）第1条の「半島地域」に限定されず、半島地域以外の、人口減少が懸念される地域を含みます。

①管理構想の検討・策定に向けた基礎情報の収集・分析・整理

管理構想の検討にあたって必要となる土地・資源の管理の現状や将来の見通し、課題を検討するための基礎情報について、国や自治体等が保有する情報の収集及び整理・分析を実施し支援します。情報の整理・分析に当たっては、GISを用いた図化・分析の作業も含まれます。

②ワークショップ等の運営

管理構想の策定に当たっては、ワークショップや検討会議等を実施しながら検討を進めていくため、その開催や資料作成を支援します。

③市町村管理構想・地域管理構想の記載内容等の検討

①、②を踏まえ、市町村管理構想・地域管理構想の記載内容等について、採択自治体とともに検討し、構想の作成を側方支援します。また、①～③に関連し、希望や検討過程により、市町村職員及び地域住民に対するヒアリング及びアンケート調査、有識者等のアドバイザーからの助言等を行う可能性があります。

①～③の支援は、国土管理企画室が実施する「令和7年度 市町村管理構想・地域管理構想策定人材育成・実証調査等業務」の中で行うものであり、調査内容や経費は本調査事業の契約範囲となります。

(2) 実施期間

実証調査の実施期間は令和8年3月中旬頃までとします。

(3) 成果の取扱い

実証調査により得られた成果や情報については、本調査業務の報告書に記載するとともに、今後、市町村管理構想・地域管理構想の策定に取り組む市町村・地域等の参考となるよう、普及のための資料や講演、ホームページ等において幅広く活用していく予定であることをご了承ください。(個人情報に関わる部分等を除くとともに、内容等について必要に応じ採択自治体との調整を行います。)

2-Ⅱ. 国の職員による伴走支援の内容

(1) 実施内容

都道府県・市町村・地域が取り組んでいる、もしくはこれから取り組もうとする、管理構想の取組について、国(国土管理企画室)の職員による伴走支援を行います。具体的には以下の内容を想定していますが、自治体の希望も踏まえ、決定することとします。本支援については、都道府県管理構想・市町村管理構想、地域管理構想のいずれも対象になります。

- ・管理構想の検討への参画、アドバイス
- ・他地域における取組に関する資料や情報等の提供
- ・現地WSへの参加、運営支援
- ・有識者アドバイザー派遣 等

※現地WSへの参加や有識者アドバイザーの派遣等については、国土管理企画室の令和7年度中の予算の範囲となります。

(2) 実施期間

2-I(2)に準じることとします。

(3) 成果の取扱い

2-I(3)に準じることとします。

3. 対象となる都道府県・市町村・地域

2－Ⅰ、Ⅱの対象については、以下の①～②の要件を全て満たす都道府県・市町村・地域を想定します。

- ① 人口減少・高齢化の進展により、国土の管理水準の低下やそれによる悪影響の発生等が課題となる地域（集落等）を有すること。
- ② 管理構想策定に取り組む意欲があること。

4. 実証調査等の応募主体

（１）実証調査

実証調査の応募主体は、原則、市町村※とします。

（２）国の職員による伴走支援

国の職員による伴走支援の応募主体は、都道府県管理構想については都道府県、市町村管理構想及び地域管理構想については原則、市町村※とします。

※地域管理構想は、策定主体が地域となりますが、地域との調整や検討におけるサポートを市町村が行うことを前提とするためです。

※地域関係者からの希望により本公募への応募を希望される場合は、市町村にご相談いただけますと幸いです。市町村の担当部局・課が不明な場合は、6.（５）の連絡先へご相談ください。

5. 公募期間・提出書類等

（１）公募期間、書類提出締切

公募期間：令和7年4月23日（水）～令和7年5月16日（金）

書類提出締切：令和7年5月16日（金）17:00 必着

（２）提出書類

応募様式に必要事項を記載したもの。

※公募要領及び応募様式については、令和7年4月23日（水）より、国土交通省ホームページ「国土の管理構想」ポータルサイト(https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000130.html)に掲載を予定しています。

※2－Ⅰ、2－Ⅱへの同時応募も可能です。同時応募を希望される場合には、2－Ⅰ応募様式の「応募多数により採択されなかった場合、Ⅱ国の職員による伴走支援による支援を希望しますか。」の欄で、「はい」に丸をお付けください。

（３）提出方法

（２）の書類について、（５）の提出先メールアドレスまで、電子メールにより提出してください。なお、受信を確認した場合、受信メールを送付いたします。受信メールが届かない場合は電話にてご確認ください。

（４）ご質問・ご相談

実証調査について、ご質問やご相談がありましたら（５）の提出先の担当者までお気軽にご連絡ください。

(5) 提出先

国土政策局総合計画課国土管理企画室 担当 黒岩、高橋

住所：〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2

電話：03-5253-8359（直通・平日 9:30～18:00）

Mail：kuroiwa-r2v2@mlit.go.jp
takahashi-s2vz@mlit.go.jp
hqt-kanrikoso@gxb.mlit.go.jp

（上記3つのアドレス全てに送付をお願いいたします）

6. 選定について

(1) 選定方法

6.(2)の「選定の考え方」に従って、5.(1)の書類提出締切までに応募があった自治体の中から、2-Iについて1件、2-IIについて若干数を選定予定です。

なお、選定に当たり、必要に応じて、応募内容についてヒアリングの実施や追加資料の提出等を求める場合があります。

(2) 選定の考え方

以下①～④の必須要件を満たし、実証調査にふさわしいものについて選定します。なお、⑤の各テーマを応募内容に含む場合には、加点して評価します。

- ① 対象が、「3. 対象となる都道府県・市町村・地域」に合致すること。
- ② 応募内容が実証調査の目的や趣旨に合致していること。
- ③ 管理構想の検討に当たり、部局間や地域との効果的な連携や協力体制構築の見込みがあること。
- ④ 管理構想の策定及び検討を通じて、目指す土地の利用及び管理の課題への対応や地域づくりが他の自治体の参考になることが期待できること。
- ⑤ 管理構想の検討に当たり、以下の取組をテーマに含む都道府県、市町村又は地域である場合は別途加点して評価する。
 - ・グリーンインフラの活用等の災害リスクを低減する土地利用・管理の検討を行う取組
 - ・国土利用計画（都道府県計画又は市町村計画）と一体化した形で都道府県管理構想又は市町村管理構想の策定を目指す取組

(3) 選定結果の通知

選定の結果については、令和7年6月上旬を目途に、応募者全員に対し書面により通知予定です。